

青森県産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る指針

〔 平成11年2月22日付け青廃第1097号
青森県環境生活部長通知 〕
一部改正：平成12年3月28日付け青廃第1248号
平成17年3月29日付け青環第1811号
平成18年12月1日付け青環第1233号
平成21年4月9日付け青環第65号
平成24年2月10日付け青環第1748号
平成25年4月25日付け青環第239号
平成26年5月16日付け青環保第283号
平成28年9月15日付け青環保第718号
平成29年3月24日付け青環保第1678号
平成29年9月29日付け青環保第754号
令和7年3月24日付け青環保第1501号

青森県における産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の維持管理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）」、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）」に定める事項を踏まえ、この指針の定めるところによる。

1 最終処分場の分類

この指針の対象となる最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）第7条第14号イ、ロ及びハに掲げる最終処分場（以下それぞれ「遮断型最終処分場」、「安定型最終処分場」及び「管理型最終処分場」という。）とする。（水面埋立地に係るものと除く。）

2 最終処分場の共通事項

(1) 維持管理に関する計画の遵守

最終処分場は、設置許可申請書又は変更許可申請書に記載した維持管理に関する計画及び災害防止のための計画に従い、維持管理すること。

(2) 囲い等の管理

ア 最終処分場又は埋立地の周囲の囲い及び門扉は、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。

イ 囲い及び門扉が破損した場合は、速やかに補修すること。

ウ 門扉は、作業終了後及び作業員が不在のときは、閉鎖し施錠すること。

(3) 表示設備の管理

ア 立札、看板その他の表示設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項

に変更が生じた場合は、速やかに書換え等の必要な措置を講じること。

イ 表示設備が破損した場合は、速やかに補修すること。

(4) 基準高等の管理

ア 埋立地の築造、廃棄物の埋立高さ等を常に判別するために設けられた基準高並びに最終処分場及び埋立地の区域を明確にするために設けられた区域杭は、常に判別できる状態に保つとともに、破損した場合は、速やかに補修すること。

イ 閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においても、引き続き生活環境保全上の支障が生じないように最終処分場としての維持管理が必要であることから、区域杭等により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。

(5) 搬入時の廃棄物の確認

産業廃棄物処理業者が設置する最終処分場については、廃棄物を搬入する際に次の事項を遵守すること。

ア 廃棄物の処分を承諾する前に、搬入車両に積載されている廃棄物とマニフェストの記載内容を照合する等により、廃棄物の種類を確認すること。

イ 廃棄物中に許可品目以外の廃棄物が認められた場合は、当該廃棄物を排出事業者に返却すること。

ウ 排出事業者の不明な廃棄物については、処分を承諾しないこと。

(6) 作業時間の管理

生活環境保全上の支障が生じないように時間を定めて作業を行うこととし、工場の敷地内に設置されている等やむを得ない最終処分場を除き、早朝又は深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

(7) 埋立地の管理

ア 廃棄物は、当日の作業時間内に覆土、転圧締め固め、整地等を終えられるように計画的に受け入れること。

イ 埋立処分は、廃棄物及び覆土の厚さを表示する丁張り等を利用し、計画的に行うこと。

ウ 無断で埋立地を変形又は改造したり、あるいは計画高を超えて埋立処分を行わないこと。

エ 埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影する等により記録するとともに、残余容量を常に把握しておくこと。

(8) 飛散、流出及び悪臭の防止

ア 埋立地の外に廃棄物が飛散又は流出しないように即日覆土、転圧締め固め、飛散防止ネットの設置等の必要な措置を講じること。

イ 最終処分場の外に悪臭が発散しないように即日覆土、消臭剤の散布等の必要な措置を講じること。

(9) 衛生害虫等の防止

ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように即日覆土、薬剤の散布等の必要な措置を講じること。

(10) 騒音、振動及び粉じんの防止

廃棄物の運搬車両、埋立作業に用いる重機等から発生する騒音、振動及び粉じんにより、生活環境保全上の支障が生じないように必要な措置を講じること。

(11) 滞留水の排除

ア 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行

おうとする区画)に溜まっている水は、埋立地又は区画における埋立処分開始前に排除すること。

イ 埋立処分開始後も、埋立地内には浸透水(埋め立てた廃棄物層を通過した水をいう。以下同じ。)又は保有水等(廃棄物の保有水及び雨水等をいう。以下同じ。)を滞留させないこと。

(12) 雨水等の管理

ア 被覆型埋立地(雨水等が入らないように埋立地の開口部が屋根又はシート等で覆われた埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てるものをいう。以下同じ。)については、埋立地に雨水等が流入しないように必要な措置を講じること。

イ 地表水が埋立地内へ流入することを防止するために設けられた開渠、雨水調整池その他の設備について、破損の防止及び機能の維持のため目視等により月1回以上点検するとともに、これらの設備に堆積した土砂の速やかな除去等の必要な措置を講じること。

ウ 開渠、雨水調整池その他の設備からの排水により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないように必要な措置を講じること。

(13) 地下水の監視

地下水集排水設備が設けられている場合は、地下水の状態を目視等により定期的に監視するとともに、異常が認められた場合は、臨時の水質検査の実施等の必要な措置を講じること。

(14) 法面の保護

ア 法面に植生工が施されている場合は、施肥等の管理を行うなど、法面保護のために必要な措置を講じること。

イ 法面に小段排水溝、縦排水溝が設けられている場合は、適切に排水されるように必要な措置を講じること。

(15) 搬入道路等の安全確保

ア 搬入道路(幹線道路から最終処分場までの道路のうち、当該最終処分場への専用道路である部分以外の部分をいう。以下同じ。)が通学路として使用されている場合は、特に安全な走行速度を保つとともに、極力通学時間帯を避けて走行すること。

イ 道路事情その他の事由により、搬入道路において交通整理を必要とする場合は、交通整理員を配置する等の必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 搬入道路及び搬入路(幹線道路から最終処分場までの道路のうち、搬入道路以外の部分をいう。)は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

(16) 洗車設備の管理

洗車設備は、目視等により定期的に点検するとともに、土砂等が堆積した場合は速やかに除去し良好な状態にしておくこと。

(17) 管理事務所の備え付け書類

管理事務所内の見やすいところに最終処分場に係る許可証又はその写し、埋立計画図等を掲示しておくとともに、求めがあった場合に速やかに提示できるように処分業に係る許可証又はその写し、維持管理に関する計画書、災害防止のための計画書、処分した廃棄物の種類及び数量を明らかにする帳簿又は伝票、維持管理の記録等を常に備えておくこと。

(18) 美観の保持

最終処分場内及びその周辺の清掃を行う等により、常に美観の保持に努めること。

(19) 従業員の教育

最終処分場の適正な維持管理を行うため、必要な事項を定めた取扱いマニュアルを策定する等により、従業員に対して必要な教育を行うこと。

(20) 地域住民等への配慮

地域住民、関係市町村等からの最終処分場の維持管理に係る苦情等については、誠意をもって対処するとともに、問題解決に当たり、その記録を作成すること。

(21) 火災の防止

ア 消火器、貯水槽、散水器等の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるように点検整備を行うこと。

イ 管理事務所等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を厳禁すること。

(22) 事故及び災害の防止

ア 台風、大雨等の際には必ず最終処分場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等のおそれがある場合は、事故等の未然防止を図るために必要な措置を講じること。

イ 地震等の予見できない災害が発生した直後には、必ず臨時点検を行うこと。

(23) 事故等時の対応

事故等により、廃棄物が埋立地から飛散、流出する等の異常な事態が生じたときは、速やかに飛散又は流出した廃棄物の回収等の必要な措置を講じるとともに、管轄する青森県青森環境管理事務所、青森県弘前環境管理事務所、青森県八戸環境管理事務所又は青森県むつ環境管理事務所（以下「環境管理事務所」という。）、関係市町村その他の関係機関へ連絡すること。

(24) 埋立処分終了時の措置

ア 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画）は、その表面を土砂等で覆い、転圧締め固めのうえおおむね1m以上の厚さとする等の措置を講じることにより開口部を閉鎖すること。（遮断型最終処分場を除く。）

イ 被覆型埋立地については、青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針（平成11年2月22日付け青廢第1096号青森県環境生活部長通知）5(1)ア)からウ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより開口部を閉鎖すること。

ウ 埋立処分が終了した埋立地には、地表水を支障なく流下させることができる構造及び規模の排水設備を必要な部分に設置すること。

エ その他次の事項について確認すること。

(ア) 切土法面、盛土法面、擁壁、えん堤その他の設備の崩壊防止の措置

(イ) 浸透水又は保有水等による公共用水域及び地下水の汚染防止の措置

(ウ) 火災発生防止の措置

(エ) 埋立処分終了後に生活環境保全上の問題が生じた場合の責任体制

オ 最終処分場における埋立処分終了の状況を写真撮影し、廃止までの間保存すること。

(25) 埋立処分終了後の維持管理

ア 最終処分場の点検を目視等により月1回以上行うほか、台風、大雨直後等についても必ず点検を行うこと。点検の結果、異常事態が発生するおそれがある場合には、速やかに事故等の未然防止を図るために必要な措置を講じ、また、異常事態が発生した場合には、速やかに生活環境保全上必要な措置を講じるとともに、管轄環境管理事務所、関係市町村そ

の他の関係機関へ連絡すること。

- イ 覆土の沈下、流出及びひび割れ等の発生状況を点検し、必要に応じて補修を行うこと。
補修を必要とする状況が継続的に起こる場合には、管轄環境管理事務所と協議のうえ、必要な措置を講じること。
- ウ 3(4)、4(5)又は5(7)の規定に基づく水質検査を行うこと。
- エ 埋立廃棄物の安定状況を確認するため、埋立地表層の調査を行うとともに沈下板等を設置して6月に1回以上の計測を行い、記録を作成・保存すること。
- オ 埋立廃棄物の安定状況を確認するため、発生ガスの流量及び埋立地の内部温度について6月に1回以上の計測を行い、記録を作成・保存すること。

(26) 廃止の確認

最終処分場を廃止する場合は、3(7)、4(7)及び5(11)に定めるもののほか、次の事項に適合していることについて県の確認を受けること。

- ア 廃棄物が埋め立てられていない最終処分場にあっては、廃棄物が埋め立てられていないこと。
- イ 廃棄物が埋め立てられている最終処分場にあっては、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
 - (イ) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - (ウ) ねずみが生息し、はえ及び蚊、その他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
- (エ) 3(4)、4(5)又は5(7)の規定に基づく地下水の水質検査の結果、現に表一1に掲げる許容限度を満たしており、かつ、数値の変動の状況に照らして今後とも基準に適合しなくなるおそれがないこと。ただし、埋立処分開始前に行った水質検査の結果、同表に掲げる許容限度を既に超えている場合は、当該水質検査の結果と同等であり、かつ、数値の変動の状況に照らして今後とも水質が悪化するおそれがないこと。
- (オ) 水質観測用井戸以外で採取された地下水の埋立地からの浸出液による水質の悪化や、埋立地から発生したガスや放流水による周辺の作物の立枯れ等、現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。

(27) 跡地の利用

- ア 最終処分場の跡地については、原則として埋め立てた廃棄物を掘り返さないこと。
- イ 最終処分場の跡地については、周辺環境等との調和を考慮するとともに、管轄環境管理事務所、関係市町村等と協議のうえ、適切な利用に努めること。（遮断型最終処分場を除く。）

(28) 記録の作成及び閲覧並びに公表の実施

- ア 記録の作成
残余の埋立容量、埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、最終処分場の廃止までの間保存すること。
- イ 閲覧
 - (ア) アの記録のうち、表一2の「閲覧に供する事項」欄に掲げる事項については、同表の「備え付け期限」欄に掲げる期限までに管理事務所（埋立処分終了後は、あらかじめ管轄環境管理事務所に届け出た場所）に備え置き、備え置いた日から起算して3年を経過

するまでの間、生活環境保全上利害関係を有する者の求めに応じて、これを閲覧させること。

- (イ) 現に生活環境保全上の支障が生じている等の特段の事情が認められ、かつ、当該生活環境保全上利害関係を有する者から求めがあった場合は、備え置いた日から起算して3年を経過した記録についても、これを閲覧させること。
- (ウ) 閲覧に供する記録は、(ア)及び(イ)の規定にかかわらず、関係市町村、地域住民等と締結する生活環境の保全に関する協定等に別に取り決めがある場合はそれによること。
- (エ) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なしにこれを拒まないこと。

ウ 公表

- (ア) アの記録及び当該処分場の維持管理に関する計画について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表し、アの記録は公表した月の末日から起算して3年を経過するまでの間、維持管理に関する計画は当該処分場が廃止と認められるまでの間公表すること。
- (イ) 公表する記録は、(ア)の規定にかかわらず、関係市町村、地域住民等と締結する生活環境の保全に関する協定等に別に取り決めがある場合はそれによること。

(29) 県への報告

ア 本指針の規定に基づいて行った水質検査の結果について、採水した日から1か月以内に管轄環境管理事務所に書面で報告すること。

イ 埋立処分終了前の最終処分場にあっては、毎年3月31日現在の埋立地の残余容量について、同年4月30日までに管轄環境管理事務所に書面で報告すること。

ウ ア及びイにより管轄環境管理事務所に提出した報告書の写しは、廃止までの間保存すること。

(30) 定期検査の受検

最終処分場の設置者は、使用前検査を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいざれか遅い日から5年3月以内ごとに、技術上の基準に適合しているかどうかについて、県の定期検査を受けること。

(31) 県の指導への対応

最終処分場の維持管理に関する県の指導に対しては、適切に対処すること。

3 遮断型最終処分場の個別事項

(1) 仕切設備の管理

埋立地に設けられた外周仕切設備及び内部仕切設備を点検路からの目視、ビデオカメラによる撮影、熱赤外線映像法等により定期的に点検し、これらの設備の破損又は廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、これらの設備の補修等の必要な措置を講じること。

(2) 上屋の管理

埋め立てた廃棄物の飛散及び雨水等の流入防止のために設けられた上屋について、定期的に点検するとともに、上屋の破損又は雨水等の流入のおそれがあると認められる場合は、速やかに補修等の必要な措置を講じること。

(3) 廃棄物の性状の確認

ア 排出事業者が、表-3の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を自らの最終処分場で埋立処分を

行う場合は、同表に掲げる分析項目について埋立処分開始前に1回、埋立処分開始後は年1回以上の頻度で分析検査を行い、廃棄物の性状を確認すること。

- イ 産業廃棄物処理業者が、表－3の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を産業廃棄物処理業の用に供する最終処分場で埋立処分を行う場合は、委託契約を締結する前に1回、埋立処分開始後は年1回以上の頻度で、排出事業者が行った同表に掲げる廃棄物の種類ごとの分析検査の結果により、廃棄物の性状を確認すること。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、同一の生産工程等から排出し、性状が変わらないと認められる廃棄物については、使用原料、製品製造工程表、廃棄物排出過程等を明らかにした書類等で確認することにより、分析項目の一部を省略することができる。
- エ ア及びイの分析検査による結果の確認内容は、2(28)アの規定にかかわらず、最終処分場の廃止後10年以上保存すること。

(4) 水質検査の実施

ア 地下水

- (ア) 地下水の状態を監視するために設けられた2か所以上の水質観測用井戸又は地下水集排水設備から採取した地下水について、表－4に定めるところにより水質検査を行うこと。
- (イ) 地下水の水質検査は、最終処分場の使用前検査終了後から埋立処分開始までの間に同表の全ての検査項目について1回以上行い、埋立処分開始後から廃止までの間は同表のうち(1)又は(2)の検査項目（いずれかのうち、埋立処分開始前の測定値が低く埋立処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定すること。）については1月に1回以上、(3)から(45)までの検査項目については3月に1回以上、(46)の検査項目については1年に1回以上の頻度で行うこと。
- (ウ) 埋立処分開始後に行った水質検査の結果、埋立処分開始前と比較して水質の悪化が認められる場合には、その原因が最終処分場以外にあることが明らかな場合を除いて、速やかに新たな廃棄物の搬入の停止、原因の調査等の生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、管轄環境管理事務所、関係市町村その他の関係機関へ連絡すること。
- イ 埋立処分する廃棄物の種類等から判断して、地下水の汚染が生じるおそれがないことが明らかである最終処分場については、管轄環境管理事務所と協議のうえ、アの水質検査に係る検査項目及び検査回数を省略することができる。
- ウ 地下水の水質検査の検査項目及び検査回数については、ア及びイの規定にかかわらず、関係市町村、地域住民等と締結する生活環境の保全に関する協定等に別に取り決めがある場合には、それによること。

(5) 埋立処分終了時の措置

- 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画）は、速やかに次の要件を備えた覆いにより閉鎖すること。
- ア 日本工業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が 25N/mm^2 以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35cm以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。
- イ 自重、土圧、水圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること。
- ウ 埋め立てた廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。

エ 地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

(6) 埋立処分終了後の維持管理

(5)の規定により閉鎖した埋立地及び区画については、覆いを目視等により月1回以上点検し、覆いの破損又廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかにこれらを防止するために必要な措置を講じること。

(7) 廃止の確認

遮断型最終処分場を廃止する場合は、2(26)に定めるもののほか、次の事項に適合していることについて、県の確認を受けること。

ア 地滑り防止工、沈下防止工及び外周仕切設備が、現に青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針に適合していること。

イ (5)の要件を備えた覆いにより埋立地が閉鎖されていること。

ウ 埋め立てられた廃棄物又は外周仕切設備について、環境大臣の定める措置が講じられていること。

(8) 跡地利用の禁止

遮断型最終処分場においては、跡地利用を行わないこと。

4 安定型最終処分場の個別事項

(1) 擁壁等の保全

ア 埋め立てる廃棄物の流出を防止するために設けられた擁壁、えん堤その他の設備について、地上に現れている部分を目視等により月1回以上点検し、これらの設備が破損又は沈下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じること。

イ 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるように、必要に応じてこれらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。

(2) 展開検査の実施

ア 安定型産業廃棄物（法施行令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）以外の廃棄物の付着、又は混入を防ぐため、埋め立てる前に廃棄物を一旦搬入車両等から降ろさせて広げ、廃棄物を目視で確認する等により展開検査を行うこと。

イ 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、又は混入が認められる場合には、当該廃棄物を埋め立てないこと。

(3) 埋立処分時の措置

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分は、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないように、環境大臣が定める方法（平成10年6月16日付け環境庁告示第34号）による措置を講ずること。

(4) 浸透水採取設備の管理

浸透水を埋立地から採取するために設けられた浸透水採取設備について、浸透水を有効に集め速やかに採取できるように必要な措置を講じること。

(5) 水質検査の実施

ア 地下水

- (ア) 地下水の状態を監視するために設けられた2か所以上の水質観測用井戸又は地下水集排水設備から採取した地下水について、表-4に定めるところにより水質検査を行うこと。
- (イ) 地下水の水質検査は、最終処分場の使用前検査終了後から埋立処分開始までの間に同表の全ての検査項目について1回以上行い、埋立処分開始後から廃止までの間は同表のうち(1)又は(2)の検査項目（いずれかのうち、埋立処分開始前の測定値が低く埋立処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定すること。）については1月に1回以上、(3)から(45)までの検査項目については6月に1回以上、(46)の検査項目については1年に1回以上の頻度で行うこと。
- (ウ) 埋立処分開始後に行った水質検査の結果、埋立処分開始前と比較して水質の悪化が認められる場合には、その原因が最終処分場以外にあることが明らかな場合を除いて、速やかに新たな廃棄物の搬入の停止、原因の調査等の生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、管轄環境管理事務所、関係市町村その他の関係機関へ連絡すること。

イ 浸透水

- (ア) 浸透水採取設備から採取した浸透水について、表-5に定めるところにより水質検査を行うこと。
- (イ) 浸透水の水質検査は、埋立処分開始後から廃止までの間、同表の(1)又は(2)の検査項目については1月に1回以上（埋立処分終了後から廃止までの間は3月に1回以上）、(3)から(27)までの検査項目については6月に1回以上の頻度で行うこと。
- (ウ) 水質検査の結果、同表に掲げる許容限度を超えた場合は、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分の中止、原因の調査等の生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、管轄環境管理事務所、関係市町村その他の関係機関へ連絡すること。

ウ 埋立処分する廃棄物の種類、浸透水の水質等から判断して、地下水の汚染が生じるおそれがないことが明らかである最終処分場については、管轄環境管理事務所と協議のうえ、アの水質検査に係る検査項目及び検査回数並びにイの水質検査に係る検査回数を省略することができる。

エ 地下水及び浸透水の水質検査の検査項目及び検査回数については、アからウまでの規定にかかるわらず、関係市町村、地域住民等と締結する生活環境の保全に関する協定等に別に取り決めがある場合には、それによること。

(6) 中間覆土の実施

- ア 埋め立てる廃棄物の厚さは、一層についておおむね3m以下とし、各層の間に土砂等による中間覆土をおおむね0.5m以上行うこと。
- イ 中間覆土の施工が支障なく行えるように常に必要な土砂量を確保するとともに、計画的な廃棄物の受入れを行うこと。

(7) 廃止の確認

安定型最終処分場を廃止する場合は、2(26)に定めるもののほか、次の事項に適合していることについて、県の確認を受けること。

- ア 埋立地が2(24)ア又はイに規定する措置により開口部が閉鎖されていること。
- イ 埋立処分終了後1年以上経過し、その間の浸透水の水質が安定的に表-5の(1)及び(3)から(27)までに掲げる許容限度内であることが確認されていること。
- ウ 埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上に

わたり認められること。

エ 埋立地の内部温度と周辺の地中温度の差が20℃未満であること。

オ 地滑り防止工、沈下防止工、擁壁等及び雨水等排出設備が現に青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針に適合していること。

カ 埋立地について、不同沈下、亀裂その他の変形が認められること。

(8) 管理型最終処分場の個別事項の準用

安定型最終処分場で、浸出液処理設備、通気装置等を設置しているものについては、それぞれ対応する管理型最終処分場の個別事項を準用する。

5 管理型最終処分場の個別事項

(1) 擁壁等の保全

ア 埋め立てる廃棄物の流出を防止するために設けられた擁壁、えん堤その他の設備について、地上に現れている部分を目視等により月1回以上点検し、これらの設備が破損又は沈下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じること。

イ 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるように、必要に応じてこれらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。

(2) 遮水工の管理

ア 保有水等の埋立地からの浸出を防止するために設けられた遮水工について、埋立用機材等によりこれを破損しないように埋め立てること。

イ 遮水工のうち地上に現れている部分について、遮水シート、不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を目視等により月1回以上点検し、破損又はそのおそれがあると認められる場合には、速やかに補修等の必要な措置を講じること。

(3) 保有水等集排水設備の管理

保有水等を排出するために設けられた保有水等集排水設備は、埋立処分の進行状況に合わせて豊形の集排水管を増設する等により、保有水等を有効に集め、速やかに排出できるように必要な措置を講じること。

(4) 保有水等調整池の管理

浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整するために設けられた保有水等調整池について、亀裂や漏水等の有無を目視により月1回以上点検し、破損又はそのおそれがあると認められる場合には、速やかに補修等の必要な措置を講じること。

(5) 浸出液処理設備の管理

ア 保有水等集排水設備により集められた保有水等を処理するために設けられた浸出液処理設備について、放流水の水質が表-6の排水基準等に常に適合するように機能の状態を定期的に点検し、機能が低下している、又は低下するおそれがあると認められる場合には、速やかに薬剤の補充等の必要な措置を講じること。

イ 放流水は、埋立地に流入させないこと。

ウ 浸出液処理設備の運転日誌を作成すること。

エ 浸出液処理設備に保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理施設の配管の防凍のための措置について、破損の有無等を目視等により月1回以上点検し、破損又

はそのおそれがあると認められる場合には、速やかに補修等の必要な措置を講じること。

(6) 廃棄物の性状の確認

- ア 排出事業者が、表－3の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を自らの最終処分場で埋立処分を行う場合は、同表に掲げる分析項目について埋立処分開始前に1回、埋立処分開始後は年1回以上の頻度で分析検査を行い、廃棄物の性状を確認すること。
- イ 産業廃棄物処理業者が、表－3の廃棄物の種類欄に掲げる廃棄物を産業廃棄物処理業の用に供する最終処分場で埋立処分を行う場合は、委託契約を締結する前に1回、埋立処分開始後は年1回以上の頻度で、排出事業者が行った同表に掲げる廃棄物の種類ごとの分析検査の結果により、廃棄物の性状を確認すること。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、同一の生産工程等から排出し、性状が変わらないと認められる廃棄物については、使用原料、製品製造工程表、廃棄物排出過程等を明らかにした書類等で確認することにより、分析項目の一部を省略することができる。

(7) 水質検査の実施

ア 地下水

- (ア) 地下水の状態を監視するために設けられた2か所以上の水質観測用井戸又は地下水集排水設備から採取した地下水について、表－4に定めるところにより水質検査を行うこと。
- (イ) 地下水の水質検査は、最終処分場の使用前検査終了後から埋立処分開始までの間に同表の全ての検査項目について1回以上行い、埋立処分開始後から廃止までの間は同表のうち(1)又は(2)の検査項目（いずれかのうち、埋立処分開始前の測定値が低く埋立処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定すること。）については1月に1回以上、(3)から(45)までの検査項目については3月に1回以上、(46)の検査項目については1年に1回以上の頻度で行うこと。
- (ウ) 埋立処分開始後に行った水質検査の結果、埋立処分開始前と比較して水質の悪化が認められる場合には、その原因が最終処分場以外にあることが明らかな場合を除いて、速やかに新たな廃棄物の搬入の停止、原因の調査等の生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、管轄環境管理事務所、関係市町村その他の関係機関へ連絡すること。

イ 放流水

- (ア) 保有水等集排水設備によって集められた保有水等を排水基準等に適合させるために設けられた浸出液処理設備からの放流水について、表－6に定めるところにより水質検査を行うこと。
- (イ) 放流水の水質検査は、埋立処分開始後から廃止までの間、同表の(28)、(30)から(32)まで及び(42)の検査項目については1月に1回以上、(1)から(27)まで、(29)、(33)から(41)まで及び(43)の検査項目については6月に1回以上、(44)の検査項目については1年に1回以上の頻度で行うこと。
- (ウ) 水質検査の結果、同表に掲げる許容限度を超えた場合は、速やかに新たな廃棄物の搬入の停止、原因の調査等の生活環境の保全上必要な措置を講じるとともに、管轄環境管理事務所、関係市町村その他の関係機関へ連絡すること。
- (エ) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響を把握するため、当面の間、後述の(12)に基づく放流水の検査を行うこと。

ウ 保有水等

(ア) 保有水等集排水設備によって集められた保有水等について、表－6に定めるところにより水質検査を行うこと。

(イ) 保有水等の水質検査は、埋立処分終了後から廃止までの間、同表の(28)、(30)から(32)まで及び(42)の検査項目については3月に1回以上、(1)から(27)まで、(29)、(33)から(41)まで及び(43)の検査項目については6月に1回以上、(44)の検査項目については1年に1回以上の頻度で行うこと。

エ 埋立処分する廃棄物の種類等から判断して、地下水又は公共用水域の汚染が生じるおそれがないことが明らかである最終処分場については、管轄環境管理事務所と協議のうえ、アの水質検査に係る検査項目及び検査回数並びにイの水質検査に係る検査回数を省略することができる。

オ 地下水及び放流水の水質検査の検査項目及び検査回数については、ア、イ及びエの規定にかかわらず、関係市町村、地域住民等と締結する生活環境の保全に関する協定等に別に取り決めがある場合には、それによること。

(8) 中間覆土の実施

ア 埋め立てる廃棄物の厚さは、一層についておおむね2m以下（腐敗物を埋め立てる場合はおおむね0.5m以下）とし、各層の間に土砂等による中間覆土をおおむね0.5m以上行うこと。

イ 中間覆土の施工が支障なく行えるように常に必要な土砂量を確保するとともに、計画的な廃棄物の受入れを行うこと。

ウ 建設工事汚泥等の有害物質を含まず、かつ、性状が安定していると認められる廃棄物については、管轄環境管理事務所と協議のうえ、アの規定を緩和することができる。

(9) 通気装置の管理

ア 通気装置は埋立処分の進行状況に合わせて設置するとともに、目視等により月1回以上点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除すること。

イ 通気装置から発生するガスの流量について、3月に1回以上測定を行うこと。

(10) 埋立処分終了後の維持管理

ア 放流水の水質が表－6の排水基準等に常に適合するように浸出液処理設備の機能を定期的に点検し、機能が低下している、又は低下するおそれがあると認められる場合には、速やかに薬剤の補充等の必要な措置を講じること。

イ 浸出液処理設備の停止及び撤去は、(7)ウによる保有水等の水質検査の結果、おおむね2年以上にわたって表－6に掲げるすべての検査項目が許容限度を満たしており、かつ、その傾向に照らして今後とも許容限度を超えるおそれがないことについて、それぞれ県の確認を得たうえで行うこと。

(11) 廃止の確認

管理型最終処分場を廃止する場合は、2(26)に定めるもののほか、次の事項に適合することについて、県の確認を受けること。

ア 埋立地が2(24)ア又はイに規定する措置により開口部が閉鎖されていること。

イ 保有水等の水質が、当該最終処分場について定められている表－6に掲げる排水基準等を原則として5年以上継続して満たしていること。（被覆型埋立地を除く。）

ウ 埋立地からのガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が5年以上にわたり認められないこと。

- エ 埋立地の内部温度と周辺の地中温度の差が20°C未満であること。
- オ 囲い、立札、調整池及び浸出液処理設備を除き、現に青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針に適合していること。
- カ 埋立地について、不同沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。
- キ 被覆型埋立地については、覆いの沈下、亀裂その他の変形により、遮水の効力が低下し、又は低下するおそれのこと。

(12) 放射性物質及び空間放射線量率の測定

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）に基づき、管理型最終処分場の埋立処分に伴う施設周辺への事故由来放射性物質による影響の有無を把握するため、次の事項についてモニタリングを行うこと。

測定方法は環境省が策定した廃棄物関係ガイドライン（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）第5部放射能濃度等測定方法ガイドラインに準じ、放射能濃度はゲルマニウム半導体検出器、空間線量率は1年以内に校正されたシンチレーション式サーベイメータ等のガンマ線を測定できる空間線量計等により行うこと。

なお、当該廃棄物の受入にあたっては、地元市町村及び周辺住民と協議の上行うこと。

ア 放流水及び浸出液処理施設で発生する汚泥の放射性セシウム134及び放射性セシウム137の放射能濃度

(ア) 県外（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び新潟県に限る。以下同じ。）から搬入された産業廃棄物及び県外から搬入された産業廃棄物の焼却後の燃え殻・ばいじんを埋立処分している管理型最終処分場は1月に1回以上測定し、当該測定結果が得られた後速やかに下記事項を資源循環推進課に報告すること。

- ・施設の住所、施設名
- ・試料採取年月日
- ・天候
- ・試料採取者名
- ・試料採取位置（位置を示す図面を添付すること。）
- ・試料採取方法（採取器具）
- ・試料採取量
- ・試料容器
- ・放射性物質分析方法
- ・分析結果
- ・分析者名

(イ) 上記(ア)以外の管理型最終処分場は3月に1回以上測定し、当該測定結果が得られた後速やかに上記(ア)と同じ事項を資源循環推進課に報告すること。

イ 空間放射線量率

(ア) 県外から搬入された産業廃棄物及び県外から搬入された産業廃棄物の焼却後の燃え殻・ばいじんを埋立処分している管理型最終処分場については、敷地境界（4箇所以上）及び当該廃棄物が埋め立てられている箇所付近において1週に1回以上測定し、当該測定結果が得られた後速やかに下記事項を資源循環推進課に報告すること。

- ・施設の住所、施設名
- ・空間線量率の測定年月日
- ・天候
- ・測定した機器のメーカー名、形式名
- ・測定者名
- ・測定結果
- ・測定位置（位置を示す図面を添付すること。）

6 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

この指針は、平成11年6月17日から施行する。

(2) 経過措置

ア この指針の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により設置許可申請されている最終処分場及び許可を受け設置中又は設置され、かつ、埋立処分開始前である最終処分場

(ア) 設置許可申請書又は変更許可申請書に維持管理に関する計画及び災害防止のための計画が記載されていないものについては、2(1)は適用しない。

(イ) 青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針に定める擁壁等の点検及び補修作業のための敷地が確保されない又はされていないものについては、4(1)イ及び5(1)イは適用しない。

(ウ) 青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針に定める保有水等調整池が設置されない又はされていないものについては、5(4)は適用しない。

イ この指針の施行の際現に設置され、かつ、埋立処分中である最終処分場

(ア) ア(ア)から(ウ)までを適用する。

(イ) 5(5)イは適用しない。

(ウ) 2(26)(イ)エ中「埋立処分開始前に行った水質検査の結果」とあるのは「この指針の施行後最初に行った水質検査の結果（本指針の施行前に行った水質検査の結果で、本指針に定める埋立処分開始前の水質検査と同等のものがある場合は、当該水質検査の結果）」と、3(3)ア及び5(6)ア中「埋立処分開始前に1回、埋立処分開始後」とあるのは、「この指針の施行後速やかに1回、その後」、3(3)イ及び5(6)イ中「委託契約を締結する前に1回、埋立処分開始後」とあるのは、「この指針の施行後速やかに1回、その後」と、3(4)ア(イ)、4(5)ア(イ)及び5(7)ア(イ)中「最終処分場の使用前検査終了後から埋立処分開始前の間に」とあるのは「この指針の施行後速やかに」と、「埋立処分開始後」とあるのは「当該水質検査後」と、「埋立処分開始前の測定値」とあるのは「この指針の施行後最初に行った水質検査の測定値（本指針の施行前に行った水質検査の結果で、本指針に定める埋立処分開始前の水質検査と同等のものがある場合は、当該水質検査の測定値）」と、3(4)ア(ウ)、4(5)ア(ウ)及び5(7)ア(ウ)中「埋立処分開始後」とあるのは「この指針の施行後最初に行った水質検査後」と、「埋立処分開始前」とあるのは「この指針の施行後最初に行った水質検査の結果（本指針の施行前に行った水質検査の結果で、本指針に定める埋立処分開始前の水質検査と同等のものがある場合は、当該水質検査の測定値）」

当該水質検査の結果)」と、4(5)イ(イ)及び5(7)イ(イ)中「埋立処分開始後」とあるのは「この指針の施行後」と、3(7)(ア)、4(7)(オ)及び5(11)(オ)中「青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針」とあるのは「平成10年総理府・厚生省令第2号による改正前的一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」と読み替えて適用する。

ウ この指針の施行の際現に設置され、かつ、埋立処分が終了した最終処分場

- (ア) イ(ア)から(ウ)までを適用する。
- (イ) 2(24)及び3(5)は適用しない。

(ウ) 3(6)及び3(7)(イ)中「(5)」とあるのは「平成10年総理府・厚生省令第2号による改正前的一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」と、4(5)イ(イ)及び5(7)ウ(イ)中「埋立処分終了後」とあるのは「この指針の施行後」と、4(7)(ア)及び5(11)(ア)中「2(24)ア又はイ」とあるのは「平成10年総理府・厚生省令第2号による改正前的一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」と読み替えて適用する。

エ 規模未満最終処分場

この指針の施行の際現に設置されている規模未満最終処分場(3,000m²未満の安定型最終処分場及び1,000m²未満の管理型最終処分場(平成9年12月1日前において現に設置され、又は設置中のものに限る。))については、1に規定する安定型最終処分場又は管理型最終処分場とみなして本指針を適用する。

7 施行期日及び経過措置(平成12年3月28日付け青廃第1248号による一部改正)

(1) 施行期日

この指針は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

平成12年1月15日に現に設置され、又は設置の工事がされている最終処分場については、平成13年1月14日までの間は表-6の検査項目(41)ダイオキシン類に係る許容限度は適用しない。

8 施行期日(平成17年3月29日付け青環第1811号による一部改正)

(1) 施行期日

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

9 施行期日(平成18年12月1日付け青環第1233号による一部改正)

(1) 施行期日

この指針は、平成18年12月11日から施行する。

(2) 経過措置

この指針の施行の際現に設置されている最終処分場、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により設置許可申請されている最終処分場及び許可を受け設置中である最終処分場に係る放流水・保有水等の検査項目等については、平成19年6月10日までの間は、改正後の表-6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 0 施行期日（平成21年4月9日付け青環第65号による一部改正）

(1) 施行期日

この指針は、平成21年4月9日から施行する。

1 1 施行期日及び経過措置（平成24年2月10日付け青環第1748号による一部改正）

(1) 施行期日

この指針は、平成24年2月10日から施行する。

(2) 経過措置

過去の法令改正により、設置の許可を受けたとみなされた最終処分場が、当該改正後初めて受ける定期検査の受検期限については、許可を受けたとみなされた年月日に応じて、法施行規則附則（平成23年1月28日環境省令第1号）第2条第2項により行うものとする。

1 2 施行期日及び経過措置（平成25年4月25日付け青環第239号による一部改正）

(1) 施行期日

この指針は、平成25年6月1日から施行する。

(2) 経過措置

ア この指針の施行の際現に設置されている最終処分場、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により設置許可申請されている最終処分場及び許可を受け設置中である最終処分場に係る放流水・保有水等の検査項目等については、当分の間、改正後の表－6の「1,4-ジオキサン」の項中「0.5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

イ 平成25年11月30日までの間の廃止の技術上の基準（表－6の1,4-ジオキサンの項に係るものに限る。以下同じ。）については、5(11)イ中「5年以上」とあるのは「2回以上」と読み替えて適用する。

ウ 平成25年12月1日から平成26年5月31日までの間の廃止の技術上の基準については、5(11)イ中「5年以上」とあるのは「6ヶ月以上」と読み替えて適用する。

エ 平成26年6月1日から平成26年11月30日までの間の廃止の技術上の基準については、5(1)イ中「5年以上」とあるのは「1年以上」と読み替えて適用する。

オ 平成26年12月1日から平成27年5月31日までの間の廃止の技術上の基準については、5(1)イ中「5年以上」とあるのは「1年6ヶ月以上」と読み替えて適用する。

カ 平成27年6月1日から平成27年11月30日までの間の廃止の技術上の基準については、5(1)イ中「5年以上」とあるのは「2年以上」と読み替えて適用する。

キ 平成27年12月1日から平成28年5月31日までの間の廃止の技術上の基準については、5(1)イ中「5年以上」とあるのは「2年6ヶ月以上」と読み替えて適用する。

ク 平成28年6月1日から平成28年11月30日までの間の廃止の技術上の基準については、5(1)イ中「5年以上」とあるのは「3年以上」と読み替えて適用する。

ケ 平成28年12月1日から平成29年5月31日までの間の廃止の技術上の基準については、5(1)イ中「5年以上」とあるのは「3年6ヶ月以上」と読み替えて適用する。

コ 平成29年6月1日から平成29年11月30日までの間の廃止の技術上の基準については、5(1)イ中「5年以上」とあるのは「4年以上」と読み替えて適用する。

サ 平成29年12月1日から平成30年5月31日までの間の廃止の技術上の基準については、5(1)イ中「5年以上」とあるのは「4年6ヶ月以上」と読み替えて適用する。

1 3 施行期日及び経過措置（平成26年5月16日付け青環保第283号による一部改正）

(1) 施行期日

この指針は、平成26年5月16日から施行する。

1 4 施行期日及び経過措置（平成28年9月15日付け青環保第718号による一部改正）

(1) 施行期日

ア 表－1、表－3、表－5、表－6のカドミウム及びその化合物の許容限度の改正（平成27年環境省令第42号に伴う改正）は、本指針の改正日から施行する。

イ 表－1、表－3、表－5、表－6のトリクロロエチレンの許容限度の改正（平成28年環境省令第16号に伴う改正）は、平成28年9月15日から施行する。

(2) 経過措置

この指針の施行の際に設置されている最終処分場、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により設置許可申請されている最終処分場及び許可を受け設置中である最終処分場における、この指針の施行前に行われた水質検査のトリクロロエチレンの結果については、表－1、表－5、表－6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 5 施行期日及び経過措置（平成29年3月24日付け青環保第1678号による一部改正）

(1) 施行期日

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

1 6 施行期日及び経過措置（平成29年9月29日付け青環保第754号による一部改正）

(1) 施行期日

この指針は、平成29年10月1日から施行する。

1 7 施行期日及び経過措置（令和7年3月24日付け青環保第1502号による一部改正）

(1) 施行期日

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

この指針の施行の際に設置されている最終処分場、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により設置許可申請されている最終処分場及び許可を受け設置中である最終処分場における、この指針の施行前に行われた水質検査の大腸菌群数の結果については、表－6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

表一 1 地下水の検査項目等（廃止基準）

検査項目	許容限度	検査方法
(1) 電気伝導率		日本工業規格K0552に定める方法
(2) 塩化物イオン		日本工業規格K0556に定める方法
(3) 一般細菌	100 個/mL	
(4) 大腸菌	検出されないこと	
(5) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L	
(6) フッ素及びその化合物	0.8 mg/L	
(7) 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L	
(8) 鉄及びその化合物	0.3 mg/L	
(9) 銅及びその化合物	1.0 mg/L	
(10) ナトリウム及びその化合物	200 mg/L	
(11) マンガン及びその化合物	0.05 mg/L	
(12) カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L	水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号) に定める方法
(13) 蒸発残留物	500 mg/L	
(14) 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	
(15) フェノール類	0.005 mg/L	
(16) 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/L	
(17) 水素イオン濃度 (水素指数)	5.8~8.6	
(18) 臭気	異常でないこと	
(19) 色度	5度以下であること	
(20) 濁度	2度以下であること	
(21) カドミウム	0.003 mg/L	
(22) 全シアン	検出されないこと	
(23) 鉛	0.01 mg/L	
(24) 六価クロム	0.05 mg/L	
(25) 硒素	0.01 mg/L	
(26) 総水銀	0.0005mg/L	
(27) アルキル水銀	検出されないこと	
(28) P C B	検出されないこと	
(29) ジクロロメタン	0.02 mg/L	
(30) 四塩化炭素	0.002 mg/L	
(31) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月環境庁告示第10号) 別表に掲げる方法
(32) 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	
(33) 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	
(34) 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	
(35) 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	
(36) 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	
(37) トリクロロエチレン	0.01 mg/L	
(38) テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	
(39) 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	
(40) チウラム	0.006 mg/L	
(41) シマジン	0.003 mg/L	
(42) チオベンカルブ	0.02 mg/L	
(43) ベンゼン	0.01 mg/L	
(44) セレン	0.01 mg/L	
(45) 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	

表-2 閲覧・公表に供する事項等

閲覧に供する事項		備え付け期限
共通	1 残余の埋立容量 2 埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量 ※ 埋立地に内部仕切設備がある場合には、その仕切ごとに囲まれた区画ごとに埋め立てられた廃棄物の種類及び数量 ※ 有害物質を含有するものについては、当該有害物質の種類ごとに細分した産業廃棄物の種類及び数量	翌月の末日
	1 地下水の水質検査 (1) 地下水を採取した場所 (2) 地下水を採取した年月日 (3) 水質検査の結果の得られた年月日 (4) 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の末日
遮断型	2 地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合 (1) 生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日 (2) 講じた措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	3 外周仕切設備及び内部仕切設備の点検 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、設備の破損又は埋め立てられた廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合は、措置を講じた年月日及び講じた措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	4 閉鎖した埋立地の覆いの点検 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、覆いの破損又は埋め立てられた廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合は、措置を講じた年月日及び講じた措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	1 摊壁等の点検 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、摊壁等が破損するおそれがあると認められた場合は、措置を講じた年月日及び講じた措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	2 遮水工の点検 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合は、措置を講じた年月日及び講じた措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日
管理性型	3 地下水及び放流水の水質検査 (1) 地下水又は放流水を採取した場所 (2) 地下水又は放流水を採取した年月日 (3) 水質検査の結果の得られた年月日 (4) 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	4 地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合 (1) 生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日 (2) 講じた措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	5 保有水等調整池の点検 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、保有水等調整池が破損するおそれがあると認められた場合は、措置を講じた年月日及び講じた措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	6 浸出液処理設備の点検 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、浸出液処理設備の機能に異常が認められた場合は、措置を講じた年月日及び講じた措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	7 防凍対策に係る導水管等の点検 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、導水管に異常が認められた場合は、措置を講じた年月日及び講じた措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日
安定型	1 摊壁等の点検 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、摊壁等が破損するおそれがあると認められた場合は、措置を講じた年月日及び講じた措置の内容	点検を行った日の属する月の翌月の末日
	2 展開検査 (1) 検査の各月ごとの実施回数 (2) 検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	翌月の末日 付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日
	3 地下水及び浸透水の水質検査 (1) 地下水又は浸透水を採取した場所 (2) 地下水又は浸透水を採取した年月日 (3) 水質検査の結果の得られた年月日 (4) 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	4 地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合 (1) 生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日 (2) 講じた措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	5 浸透水の水質検査の結果、表-5に掲げる基準に適合しない項目があつた場合 (1) 生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日 (2) 講じた措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日

表-3 廃棄物の性状確認項目

分析項目	廃棄物の種類	汚泥	・ばい	鉱さい	P C B	P C B	P C B	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月総理府令第5号)で定める基準
		汚泥を処分するために処理したもの	鉱さいを処分するために処理したもの	鉱さいを処分するために処理したもの	が付着するために封入された廃棄物類	が付着するために封入された廃棄物類	が塗布された紙くず	
水素イオン濃度	○ ○ ○							検出されないこと
含水率	○ ○ ○							0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物 ※2	○ ○ ○							0.09 mg/L以下
水銀又はその化合物	○ ○ ○							0.3 mg/L以下
カドミウム又はその化合物	○ ○ ○							1 mg/L以下
鉛又はその化合物	○ ○ ○							1.5 mg/L以下
有機燐化合物	○							0.3 mg/L以下
六価クロム又はその化合物	○ ○ ○							0.2 mg/L以下
砒素又はその化合物	○ ○ ○							3 ng-TEQ/g以下
シアン化合物	○							0.003mg/L以下
PCB	○			○ ○ ○				0.1 mg/L以下
トリクロロエチレン	○							0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	○							0.2 mg/L以下
ジクロロメタン	○							0.02 mg/L以下
四塩化炭素	○							0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロメタン	○							1 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	○							0.4 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○							3 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	○							0.06 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	○							0.02 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	○							0.03 mg/L以下
1, チウラム	○							0.2 mg/L以下
シマジン	○							0.1 mg/L以下
チオベンカルブ	○							0.5 mg/L以下
ベンゼン	○							0.5 ng-TEQ/g以下
セレン又はその化合物	○ ○ ○							3 ng-TEQ/g以下
1, 4-ジオキサン	○ ○ ○							
ダイオキシン類	○ ○ ○							

※1 分析方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月環境庁告示第13号)による。

※2 水銀又はその化合物が不検出であったものについてはアルキル水銀化合物の分析試験を行わなくともよい。

注 明らかに有害物質を含まず性状が安定していると認められる廃棄物については、使用原料、製品製造工程表、廃棄物排出過程等を明らかにした書類を提出させることにより、廃棄物の性状の確認は、次の表の分析検査項目により行うことができるものとする。

項目	廃棄物名		汚泥	燃え殻	ばいじん	鉱さい
	有機	無機				
水素イオン濃度	○	○	○	○	○	○
含水率	○	○	○	○	○	○
ノルマルハキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		○				
ノルマルハキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	○					

表一 4 地下水の検査項目等

検査項目	検査方法
(1) 電気伝導率	日本工業規格K0552に定める方法
(2) 塩化物イオン	日本工業規格K0556に定める方法
(3) 一般細菌	
(4) 大腸菌	
(5) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
(6) フッ素及びその化合物	
(7) 亜鉛及びその化合物	
(8) 鉄及びその化合物	
(9) 銅及びその化合物	
(10) ナトリウム及びその化合物	
(11) マンガン及びその化合物	水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める方法
(12) カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
(13) 蒸発残留物	
(14) 陰イオン界面活性剤	
(15) フェノール類	
(16) 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
(17) 水素イオン濃度(水素指数)	
(18) 臭気	
(19) 色度	
(20) 濁度	
(21) カドミウム	
(22) 全シアン	
(23) 鉛	
(24) 六価クロム	
(25) 硒素	
(26) 総水銀	
(27) アルキル水銀	
(28) P C B	
(29) ジクロロメタン	
(30) 四塩化炭素	
(31) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
(32) 1,2-ジクロロエタン	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月環境庁告示第10号)別表に掲げる方法
(33) 1,1-ジクロロエチレン	
(34) 1,2-ジクロロエチレン	
(35) 1,1,1-トリクロロエタン	
(36) 1,1,2-トリクロロエタン	
(37) トリクロロエチレン	
(38) テトラクロロエチレン	
(39) 1,3-ジクロロプロペン	
(40) チウラム	
(41) シマジン	
(42) チオベンカルブ	
(43) ベンゼン	
(44) セレン	
(45) 1,4-ジオキサン	
(46) ダイオキシン類	日本工業規格K0312に定める方法

備考1 埋立開始前の地下水の電気伝導率及び塩化物イオン濃度が高いなど、電気伝導率及び塩化物イオンを地下水汚染の有無の指標として用いることができない場合は、埋立処分を予定している廃棄物の種類、性状、量等を考慮して、電気伝導率又は塩化物イオン以外の検査項目を選定し、(1)及び(2)は当該検査項目に置き換えて検査すること。

2 (46)における2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第3条の規定の例による。

表一5 浸透水の検査項目等

検査項目	許容限度	検査方法
(1) 生物化学的酸素要求量	20 mg/L	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号)別表第2の1に掲げる方法
(2) 化学的酸素要求量	40 mg/L	
(3) カドミウム	0.003 mg/L	
(4) 全シアン	検出されないこと	
(5) 鉛	0.01 mg/L	
(6) 六価クロム	0.05 mg/L	
(7) 硒素	0.01 mg/L	
(8) 総水銀	0.0005mg/L	
(9) アルキル水銀	検出されないこと	
(10) P C B	検出されないこと	
(11) ジクロロメタン	0.02 mg/L	
(12) 四塩化炭素	0.002 mg/L	
(13) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L	
(14) 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月環境庁告示第10号)別表に掲げる方法
(15) 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	
(16) 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	
(17) 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L	
(18) 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L	
(19) トリクロロエチレン	0.01 mg/L	
(20) テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	
(21) 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L	
(22) チウラム	0.006 mg/L	
(23) シマジン	0.003 mg/L	
(24) チオベンカルブ	0.02 mg/L	
(25) ベンゼン	0.01 mg/L	
(26) セレン	0.01 mg/L	
(27) 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L	

備考 海域及び湖沼に排出される浸透水については(1)を除き、それ以外の公共用水域に排出される浸透水については(2)を除く。

表-6 放流水・保有水等の検査項目等

検査項目	許容限度	検査方法
(1) カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L	
(2) シアン化合物	シアン 1 mg/L	
(3) 有機燐化合物(パチオ、チルパチオ、チルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	
(4) 鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L	
(5) 六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L	
(6) 硒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L	
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	
(8) アルキル水銀化合物	検出されないこと	
(9) P C B	0.003mg/L	
(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/L	
(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	
(12) ジクロロメタン	0.2 mg/L	
(13) 四塩化炭素	0.02 mg/L	
(14) 1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	
(15) 1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
(16) シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	
(17) 1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L	
(18) 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
(19) 1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L	
(20) チウラム	0.06 mg/L	
(21) シマジン	0.03 mg/L	
(22) チオベンカルブ	0.2 mg/L	
(23) ベンゼン	0.1 mg/L	
(24) セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示 第64号)に定める方法
(25) ほう素及びその化合物	海域以外 ほう素 10 (50) mg/L 海 域 ほう素 230 mg/L	
(26) ふつ素及びその化合物	海域以外 ふつ素 8 (15) mg/L 海 域 ふつ素 15 mg/L	
(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100 (200) mg/L	
(28) 水素イオン濃度	海域以外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0	
(29) 1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L	
(30) 生物化学的酸素要求量	60 mg/L	
(31) 化学的酸素要求量	90 mg/L	
(32) 浮遊物質量	60 mg/L	
(33) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L	
(34) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L	
(35) フェノール類含有量	5 mg/L	
(36) 銅含有量	3 mg/L	
(37) 亜鉛含有量	2 mg/L	
(38) 溶解性鉄含有量	10 mg/L	
(39) 溶解性マンガン含有量	10 mg/L	
(40) クロム含有量	2 mg/L	
(41) 大腸菌数	日間平均 800 コロニー形成単位/mL	
(42) 窒素含有量	120(日間平均60)mg/L	
(43) 燐含有量	16(日間平均8)mg/L	
(44) ダイオキシン類	10 pg-TEQ /L	日本工業規格K0312に定める方法

備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の放流水等の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 海域及び湖沼に排出される放流水等については(30)を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水等については(31)を除く。

3 (42)及び(43)の検査項目についての排水基準は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される放流水等に限って適用する。

4 (7)が不検出であった場合は(8)は分析試験を行わなくてもよいものとする。

5 許容限度は、維持管理に関する計画に達成することとした数値が定められている場合は、当該数値に置き換えて適用する。

6 (44)における2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算については、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第3条の規定の例による。

7 (25)から(27)の検査項目についての排水基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成16年10月27日環境省令第24号)により当分の間()内の数値を適用するものとする。